

保 存 期 間 3 年

生 企

地 指 第 475 号

少

人 対

令和 6 年 3 月 11 日

関係所属長 殿

和歌山県警察本部長

学校安全の確保に向けた対策に対する支援等の推進について（普通）

令和 5 年 3 月、埼玉県内において、刃物を持った少年が学校に侵入し、職員に対して切り付ける事件が発生したことを受け、文部科学省において、別添「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」（以下「文部科学省文書」という。）が各都道府県・指定都市教育委員会等に通知された。

これまで「学校安全の確保に向けた対策に対する支援等の推進について（普通）」（令和 5 年 4 月 10 日付け生企、地指、少、人対第 613 号。以下「旧通達」という。）により学校安全に関する支援等を推進してきたところであるが、引き続き、下記のとおり教育委員会、学校に対する支援等を推進されたい。

なお、本通達の発出をもって旧通達は廃止する。

記

1 防犯設備の整備等に対する支援等

文部科学省文書のとおり、文部科学省の施策として、登下校時以外の校門の施錠と来校者管理の徹底が必要であるとの観点から、令和 5 年度から令和 7 年度までの間、防犯カメラ、オートロックシステム、警察直通の非常通報装置等の整備について集中的な支援を行っているところ、これら防犯設備の導入に際し、各学校から相談等がなされた場合は、防犯関係団体等と連携を図り、必要な指導、助言等を実施されたい。

また、学校から不審者対応訓練等の各種訓練への協力依頼があった場合には、防犯機器を活用するなど実効性のあるものとなるよう配慮するとともに、必要な指導、助言等を実施されたい。

2 学校の危機管理マニュアルの作成等に対する支援

学校における子供の安全については、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づき、全ての学校において学校安全計画及び危険等発生時対処要領の作成が義務づけられており、文部科学省においては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」等を各学校に示しているところ、学校から危機管理マニュアルの見直し等への協力依頼があった場合には、必要な指導、助言等を実施されたい。

3 スクールサポーター制度の活用及び防犯ボランティア等との連携

文部科学省文書において、スクールサポーターを通じた学校と警察との連携について

通知されているところであるが、警察本部生活安全部少年課少年サポートセンターに配置しているスクールサポーター（少年サポーター及び学校支援サポーターをいう。）は、警察と学校との緊密な連携を図る上での架け橋として重要な役割を果たすとともに、学校内及び通学路等における児童等の安全確保対策もその任務の一つとされているところである。

スクールサポーターとの連携については「学校におけるいじめ問題への的確な対応について（普通）」（令和6年2月5日付け少第22号）により指示しているところであるが、スクールサポーターが任務を遂行するに当たっては、学校のほか、防犯ボランティア等と連携し、児童等の安全確保対策が地域の実情に応じた効果的なものとなるよう努めること。

4 学校・警察連絡員の指定の徹底と情報共有体制の整備

警察と学校等との間で連絡窓口となる担当職員である学校・警察連絡員の指定については、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について（普通）」（令和6年2月5日付け少第22号）により「きのくに学校警察相互連絡制度」の活用等を指示しているほか、「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）に基づく不審者情報等（子供の犯罪被害や不審者に関する情報をいう。）の共有及び提供については、「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について（普通）」（令和6年3月11日付け生企、地指、少年、人対第472号）等により指示しているところであるが、これら取組を引き続き推進されたい。

5 留意事項

社会の耳目を引くような事案の発生に当たっては、関係機関等との連携を一層強化するなど、その対応には特に留意されたい。

（別添省略）